

(趣旨)

第 1 条 浦添市の契約に係る一般競争及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札等の取扱いについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)及び浦添市契約規則(昭和 55 年規則第 4 号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

- 第 2 条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合において、封書は要しないものとする。
 - 3 入札参加者は、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
 - 4 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札書を 1 件ごとに作成し、入札箱に投入しなければならない。
 - 5 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。
 - 6 郵送による入札は、原則として、これを認めない。
 - 7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 8 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

- 第 3 条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 2 入札を辞退するときは、次に掲げるところによる。
 - (1) 入札執行の前にあっては、入札辞退届を入札執行者に直接持参により行うものとする。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を入札執行者に直接提出又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入するものとする。

(公正な入札の確保)

- 第 4 条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 5 条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 入札書の表記金額、氏名又は重要な文字が誤字、脱字により不明瞭な入札
 - (4) 入札書に押印された印影が不明瞭な入札
 - (5) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (6) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (7) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
 - (8) 連合その他不正の行為があった入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 7 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(規則第 23 条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。)で最低の価格を

もって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定により落札者となるべき者のした入札が無効であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次の順位の者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上である場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、市長から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約の保証)

第10条 落札者は、契約を締結しようとするときは、浦添市契約規則第6条第1項本文に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、浦添市契約規則第6条第1項第1号から第9号までに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。